

八尾市再生輸送業者に係る行政処分等に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、八尾市一般廃棄物再生輸送業の指定に関する規則（平成22年八尾市規則第1号 以下「規則」という。）の規定に基づき、市長が行う不利益処分について、その処分基準及び必要な事項を定めることにより、不利益処分を公平かつ適正に行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生輸送業者 市長から廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第2条第2号の規定による指定を受けた者をいう。
- (2) 不利益処分 規則第9条の規定による指定の取消し、事業の全部若しくは一部の停止命令
- (3) 違反行為 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、若しくは規則の規定に違反する行為をいう。

(不利益処分の内容)

第3条 市長は、再生輸送業者が違反行為をしたとき、又は他人に対して当該行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が当該行為をすることを助けたときは指導又は不利益処分を行うものとする。

(不利益処分の基準)

第4条 市長は、再生輸送業者に対し、不利益処分を行うときは、別表の第1欄に掲げる条項に違反した場合、同表の第2欄に掲げる不利益処分を行うものとする。

(複数の違反行為)

第5条 違反行為が複数ある場合は、そのうちの最も重い違反行為についてのみ不利益処分を行うものとする。

(関係行政機関との調整)

第6条 不利益処分に当たっては、必要に応じ、関係行政機関と調整を図るものとする。

(不利益処分の手続き)

第7条 不利益処分を行おうとする場合の聴聞又は弁明の機会の付与の手続きについては、行政手続法（平成5年法律第88号）及び八尾市行政手続条例（平成8年八尾市条例第28号）、八尾市聴聞等の手続に関する規則（平成6年八尾市規則第53号）の定めるところによる。

(告発)

第8条 不利益処分を行うだけでは法の目的が達成できないと認められる違反行為については、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項の規定による告発を行うものとする。

附則

この基準は令和4年4月1日から施行する。

別表

第1欄		第2欄
適用条項	違反内容	不利益処分
規則 第9条第1項	法若しくは法に基づく処分又はこの規則若しくはこの規則に基づく処分に違反したとき。	指定の取消し又は事業停止 30 日
規則 第9条第2項	偽りその他不正な手段により再生輸送業の指定を受けたとき。	指定の取消し
規則 第9条第3項	規則第3条に規定する基準に適合しなくなったとき。	事業停止（必要な改善期間）
規則 第9条第4項	規則第4条の規定により付された条件に違反したとき。	指定の取消し又は事業停止 30 日
規則 第9条第5項	正当な理由がなく長期間にわたり事業を休止したとき。	指定の取消し又は事業停止 30 日
規則 第9条第6項	第8条に規定する遵守事項に違反したとき。	指定の取消し又は事業停止 30 日
規則 第9条第7項	市長が不相当と認めるとき。	指定の取消し又は事業停止 30 日